

商品概要説明書

令和2年10月1日現在適用中

1. 商品名	NEXT みらい
2. 販売対象	金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま ※本商品へのお申し込み時に、「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」のわかる資料をご提示いただきます ※お申込みは、1被相続人に対し1相続人1回のみとさせていただきます
3. 必要書類等	以下の①～③をお持ちいただく必要があります。 ①本人確認資料 ②お届け印 ③「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類 (例) ・戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ・遺言書の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し
4. 期間	・3ヵ月、6ヵ月、1年（元利金継続または元金継続）
5. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・100円以上（ただし、大口定期預金は1,000万円以上） ※相続により取得した金額がお一人さまの上限額となります ※相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金も対象となります ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
7. 利息 ①適用利率 ②利払頻度 ③計算方法	・下記の利率を初回満期日まで適用します ・3ヵ月もの・・・3ヵ月ものの「スーパー定期（スーパー定期300）または大口定期預金」店頭表示金利+年0.300% ・6ヵ月もの・・・6ヵ月ものの「スーパー定期（スーパー定期300）または大口定期預金」店頭表示金利+年0.200% ・1年もの・・・1年ものの「スーパー定期（スーパー定期300）または大口定期預金」店頭表示金利+年0.150% ※満期日以降は同一預入期間の「スーパー定期（スーパー定期300）または大口定期預金」となり、金利は継続日における店頭表示金利を適用します ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
8. 税金	・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取り扱いができます ・預入金額が1万円以上で個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率）

<p>1 1. 中途解約利率</p>	<p>・初回満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた利率によって計算（小数点第4位以下切捨て）した利息とともに支払います なお、中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします</p> <table border="1" data-bbox="480 249 1401 474"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 ヶ月未満</th> <th>6 ヶ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 ヶ月もの</td> <td>解約日の普通預金の利率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 ヶ月もの</td> <td>解約日の普通預金の利率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 年もの</td> <td>解約日の普通預金の利率</td> <td>約定金利×50%</td> </tr> </tbody> </table>		6 ヶ月未満	6 ヶ月以上	3 ヶ月もの	解約日の普通預金の利率		6 ヶ月もの	解約日の普通預金の利率		1 年もの	解約日の普通預金の利率	約定金利×50%
	6 ヶ月未満	6 ヶ月以上											
3 ヶ月もの	解約日の普通預金の利率												
6 ヶ月もの	解約日の普通預金の利率												
1 年もの	解約日の普通預金の利率	約定金利×50%											
<p>1 2. 金利情報の入手</p>	<p>・満期日以後の利率については、店頭備付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください</p>												
<p>1 3. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>												
<p>1 4. その他参考となる事項</p>	<p>・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます</p>												